事業評価書(事前・事後)

平成16年8月

ı	評価対象(事業名) 地域重		地域፤	直点産業創業助成金(仮称)
	担当部局・課	主管部局・課		職業安定局地域雇用対策室
		関係部局	・課	

1.事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場におい
		て労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
		地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること

(2) 事業の概要

事業内容(新規・一部新規)

地域が自ら選択した重点産業における創業による雇用創出を促進するため、地域再生計画を策定する等の地域において、市町村、経済団体等から構成される地域の協議会が自ら選択した重点産業において創業する法人又は個人に対し、新規創業及び創業に伴う雇入れについて助成を行う。

予算概算要求額	(単位:百万円)			
H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
-	-	-	-	1,021

(3) 問題分析

現状分析

現在、雇用機会創出のための雇用政策として、創業や事業所の設置等に係る費用の助成を行っており、一定の成果を挙げているところである。

しかしながら、雇用情勢は全国的には改善傾向にあるが、地域の雇用情勢は地域差の拡大が見られる。

(参考)

有効求人倍率(平成15年度平均)(前年度差)

【上位5県】		【下位5県】	
1 群馬県	1.07倍(+0.30)	4 7 青森県	0.31倍(+0.01)
2 愛知県	1.06倍(+0.27)	4 6 沖縄県	0.36倍(+0.03)
3 岡山県	1.00倍(+0.20)	4 5 高知県	0 . 4 4倍(+ 0 . 0 1)
4 香川県	0.96倍(+0.16)	44鹿児島県	晨0.46倍(+0.04)

5 栃木県 0.95倍(+0.27) 43秋田県 0.48倍(+0.06)

5山梨県 0.95倍(+0.07)

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

問題点

創業や事業所の設置等に係る費用の助成等の雇用機会を創出する雇用政策を行ない、地域の雇用情勢の改善を図ってきたところであるが、地域を取り巻く環境等は様々であり、国が一律に行う既存の支援策のみでは、地域の雇用機会の創出をより効果的に行うことは困難。

問題分析

雇用情勢は全国的には改善傾向にあるが、地域の雇用情勢は地域差の拡大が見られること、また、地域が自発的に取り組み、国がそれを支援するという地域再生の気運が高まっていることを踏まえれば、地域再生の核となる産業における新たな雇用機会を創出する雇用政策を地域主導で推進していくことが必要。

事業の必要性

既存の支援策に加え、自発的に雇用創造の取組を行う地域において、地域の協議会等が選択した重点産業に係る創業支援を行うことが、地域の雇用情勢の改善を図る上で重要かつ効果的。

(4) 事業の目標

目標達成年度	目標達成年度				平成 17 年度以降			
政策効果が発現する時期								
アウトカム指標	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	目標値/基準値		
創業件数								
(説明)本助成金を活用し、創業した件			(モニタリングの方法)					
数	数			委託先からの実施結果報告による				
アウトカム指標	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	目標値/基準値		
創業に伴う雇用者数								
(説明)本助成金を活用し雇用された者			(モニタリングの方法)					
の数。			委託先からの実施結果報告による					

2.評 価

(1) 必要性

公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有無

(理由)

地域の雇用機会を創出し、雇用情勢の改善に資することになるため公益性が高く、 行政が主体となって行う必要があるが、一方、重点産業については、地域における産

その他

業の動向を踏まえて選択する必要があることから、地域における産業の動向を熟知し 産業施策の一端の担い手ともなっている地域の経済団体等とも連携して行う必要があ る。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

有 無 その他

(理由)

国の責務である地域の雇用情勢の改善を効率的かつ効果的に図るため、地域の特性と実情を熟知し、地域の各団体との連携を図りやすい市町村や経済団体等から成る協議会が選択した重点産業に係る創業を支援することにより、地域の個性や自主性を活かした雇用機会の創出を図ることとする。

民営化や外部委託の可否

可

否

(理由)

助成金の支給・周知等の事務については、創業支援に係るノウハウのある民間団体に委託することにより、制度を円滑に施行することができる。

緊要性の有無

有

無

(理由)

地域の雇用情勢は地域差の拡大が見られる中、国が一律に行う既存の支援策のみで 雇用情勢を改善させることは困難となっており、地域が選択する重点産業に係る創業 を支援することにより、雇用情勢の改善を図ることが喫緊の課題。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

市町村、経済団体等から成る協議会の設置 協議会による地域の重点産業の決定 重点産業に係る創業予定の事業主からの事業計画の提出 創業及び雇入れ 助成金の 支給 地域の雇用機会の創出

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

地域の重点産業に係る創業が促進され、当該地域の雇用機会が創出されることが見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

経済状況の動向による雇用情勢等の変動が創業や創業に伴う雇入れ件数に影響する。

(3) 効率性

手段の適正性

国が一律に行う場合に比べ、地域の個性や自主性を活かした雇用機会の創出が可能となり、また、政策効果を高めることが期待できることから、手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

地域が選択する重点産業に集中して支援を行うため、雇用機会の創出がより効果的 ・効率的に促進されることが見込まれ、当該地域においてコストに見合う地域の雇用 機会の創出が期待できる。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

有 無

(有の場合の整理の考え方)

(4) その他

なし

3.特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において「「新産業創造戦略」を踏まえ、国際競争力に優れた先端産業、市場ニーズに対応したサービス等新産業とともに、観光や食品産業、ものづくり産業など地域再生の核となる産業を育成し、新たな雇用機会の創出を図る。」とされた。

総務省による行政評価・監視等の状況 なし

国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)なし

会計検査院による指摘 なし